

発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案 概要

目的

発電に関する原子力の利用が我が国のエネルギー政策において重要であることに鑑み、発電に関する原子力の利用に係る国、地方公共団体及び原子力事業者の果たすべき責任を明らかにするため、発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革（原発利用責任明確化改革）について、基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進すること

発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革（原発利用責任明確化改革）

基本理念 ①国・原子力事業者の責任の明確化 ②原子力事業所の設置地域に係る地方公共団体の責任の明確化 ③国・地方公共団体の関与の下での最終処分施設の整備

【現状】

発電に関する原子力の利用が、国民の利益の観点からの総合的な判断を踏まえて行われるべきなのに、設置許可等における地方公共団体や国の関与が不十分。

原子力災害に関する地域防災計画の作成支援という重要な役割を担う「地域原子力防災協議会」について、法律上の位置づけが与えられていない。

原子力損害賠償について、建前上は原子力事業者が無制限を負うものとされながら、国による特別な救済措置が講ぜられており、国・原子力事業者の責任の所在があいまい。

発電に関する原子力の利用を継続するためには放射性廃棄物の最終的な処分に道筋をつけることが必要であるにもかかわらず、最終処分施設の確実な整備について時期が示されず目途が立っていない。

【改革の基本方針】

発電用原子炉の設置許可等に関する 手続等の見直し

- 新設許可及び重大事故後最初の変更許可について、①申請時の都道府県知事の同意、②原子力規制委員会の許可に当たっての内閣総理大臣の同意を必要に
- 同意をした都道府県は、事業者支援の努力義務

原子力事業者に対する援助等

- 国は、原子力事業者に対し原子力事業の安全確保及び円滑な運営に資するよう援助
- 原子力規制委員会による許可等の審査期間の短縮

発電用原子炉の運転の特例

- 特定重大事故等対処施設のみが完成していないものについて、原子力規制委員会が認める場合は運転を可能に

原子力災害に関する地域防災計画の 作成手続等の見直し

- 内閣総理大臣は、原子力災害対策を実施する必要がある都道府県の地域ごとに、地域原子力防災協議会を組織
- 原子力災害に関する地域防災計画の作成・実施における原子力規制委員会の関与を法定化

原子力損害が生じた場合の 負担の在り方の見直し

- 原子力損害の賠償に関し、原子力事業者の負担を有限とし、これを超える金額は国が負担
- 政府による原子力損害賠償・廃炉支援機構に対する資金交付の制度を廃止

最終処分施設の整備に関する 手続の見直し

- 最終処分計画で、概要調査地区、精密調査地区、最終処分施設建設地の選定の工程表を定め、選定に係る期限を設定
- 期限内に概要調査地区等が選定されなかったときは、選定されるまでの間
 - ・新設許可・運転期間の延長認可を行わない
 - ・新設許可後、運転を開始していない発電用原子炉は運転停止
- 整備事業を土地収用の対象事業に

※ 必要となる法制上の措置は、施行後1年を目途として講じなければならない。

施行期日 公布日から施行

検討 政府は、発電に関する原子力事業の在り方について、国有化を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

